

基山町まちづくり計画

ーみんながつながり参加するスポーツ振興

基山町フットサル協会

■課題（スポーツが果たす役割）

スポーツが果たす役割は、各年齢層によって異なっている。子供たちには、健全な身体とともに、ルールを守り縦横社会を知る健全な心を育てる役割を担い、若壮年層は健全な身体とともにストレス解消という心の「癒し」を担う。老年層には、身体健康維持に思考力維持も併せ持つ。生活の利便性向上とは反比例し、多くの世代で運動不足が叫ばれ、平成21年に基山町で取り組まれた陸前高田市との「チャレンジデー2009」対抗戦でも、町民の運動参加意欲の低下が露呈し敗退した。

基山町は、野球・サッカー・バレーボール・柔道・剣道・空手と、子ども達から老年層まで多くの世代が関わっている。また春の分館スポーツ大会、秋の町民運動会には多くの町民が参加しているにも関わらず、先の結果になったことは残念であった。ここに基山町のスポーツ振興に潜む大きな課題が隠れている。

【課題】

- 継続的なスポーツ・運動への関わりが、特定個人に限られている。
- 手軽にスポーツに親しめる機会に恵まれていない。
- 役場ースポーツ関係団体ー住民の連携が十分とれていない。

■課題解決の方法

先に上げた課題を解決する方法は、年齢・関係団体など様々な階層で連携や協議が必要となり、基山フットサル協会（以下「当協会」と記載する）のみで図られるものでは到底ない。しかし、できることを持ち寄る協働の理念から当協会ですることは、フットサルを通して基山町民の心身の健康推進・維持を図る取組を進めることである。

幸いにも、「なでしこジャパン」や隣市をホームとするサガン鳥栖の活躍もありサッカー人口は増加傾向にある。一方でサッカーは、競技場の広さ及び競技者11人という「大所帯」の競技であるのに対し、サッカーを小規模化したフットサルは室内競技として少人数で手軽にできるスポーツとして注目されはじめている。

基山町が掲げる協働の理念から、当協会にできることを実践し、少しでも問題解決に対する解決策を考え実践していきたい。そこで先の課題に対する当協会の取組を記し、できることを計画的に実践していきたい。

●広げる（普及）

- 町内小中学校でのフットサル講習会
- フットサル講習会（基山町内、佐賀県東部地区、基山－鳥栖－小郡－久留米地区、佐賀県）
- 県・九州・全国・世界大会の誘致
- 町民運動会への紹介参加
- フットサル解説パンフの作成と頒布

●強くなる（選手・指導者の強化）

- 当協会加盟団体の合同強化練習（公開で実施）
- 近隣市町との合同強化練習（公開で実施）
- 指導者講習会の実施（公開で実施）

●つながる（連携）

- 役場－当協会
 - ・フットサル普及活動の協働（各大会・講習会広報）
 - ・使用施設の協働管理
 - ・町民対象講習会・大会の協働開催
 - ・町民スポーツ大会（郡間スポーツ大会、町民運動会）の協働開催
- スポーツ関係団体－当協会
 - ・スポーツ指導者講習会の開催
 - ・町民スポーツ大会（郡間スポーツ大会、町民運動会）の協働開催
- 商工会－役場－当協会
 - ・全国・佐賀県フットサル大会の開催

■実施スケジュールならびに役割分担【別紙記載】

■フットサル

フットサルとは、サッカーを表すスペイン語の「futbol」と室内を表すポルトガル語の「sala」から作られた造語です。ヨーロッパや南米の各国でおこなわれていたミニサッカーのルールと競技名称を、1994年にFIFA（国際サッカー連盟）が統一したのがその名の始まりです。

本来、室内で行うスポーツで、現在日本では、体育館等で競技され、縦25m～42m、横15m～25mの広さで行います。使用するボールについては、大きさ62-64cm、重さ400-440g、高さ2mの地点から落下させた時のバウンドが50-65cmでなければならない衝撃吸収を考慮したフットサル用ボールを使用した室内で行われるサッカーに似て非なる競技です。ルールについてもサッカーとは多少異なり安全に配慮され、使用する室内用フットサルシューズに関しては、床に傷がつきにくくなっています。

■実施スケジュールならびに役割分担

：実施期間

テーマ	サブテーマ	まちづくりの展開	まちづくりのメニュー	内容	10年間の計画			目標	役割分担		
					短期	中期	長期		当協会	役場	関係団体
年齢・性別に 関係なく、 普及と生涯 スポーツへの 実現 青少年、児童 たちの健全な 育成と成長 及び初心身 健全な発達 と共に、 豊かな人間 性を目的とし、 フット	広げる（普及）	町民の積極的に体を動かそうとする意欲をはぐくみ、まちにおけるスポーツ振興の継続性を促す。	利用施設の保全 フットサル講習会	施設内の定期掃除や周辺の清掃一般							
				基山町内					主催	共催	
				佐賀県東部地区					主催	共催	
				佐賀県					主催	共催	
				近隣市町					主催	共催	
				小中学校					主催	共催	共催（小中学校）
	大会の誘致						主催	共催			
	町民運動会への紹介参加						参画	主催			
	広域での交流					町外・県外のチームを含む					
	フットサル解説パンフの作成と頒布								主催	共催	
	強くなる（選手・指導者の強化）		協会の加盟団体の合同強化練習（公開で実施）	大会への積極的な参加 段階を分けた練習 （初心者・女性・シニアなど）						主催	共催
					近隣市町団体との合同強化練習（公開で実施）					主催	後援
					指導者講習会（公開で実施）					主催	後援
	つながる（連携）		●役場一当協会	フットサル普及活動の協働 （各大会開催・講習会広報）						主催	共催
					使用施設の協働管理					参画	共催
町民対象講習会・大会の協働開催								主催	主催		
●スポーツ関係団体一当協会		スポーツ指導者講習会の開催						主催	後援		
町民スポーツ大会（郡間スポーツ大会、町民運動会など）の協働開催								参画	主催		
●商工会一役場一当協会		大会の開催（全国、佐賀県）							共催	共催	共催（商工会）

主催 : 企画・立案・実施を主として行う。
 共催 : 共同（協働）開催
 参画 : 主体的に参画
 後援 : 名義後援

● 基山フットサル協会構成団体

- ①基山レッドスターズ（代表 藤本龍之）
構成員 男女混合 中学生以下 基山町在住者
部員数 35名
- ②タダナキ・タクナルノ（代表 吉屋忠相）
構成員 男性のみ 20歳代～30歳代 基山町在住者
部員数 22名
- ③日本タングステン（代表 大石修哉）
構成員 男性のみ 20歳代～30歳代 当会社従業員
部員数 21名
- ④F.Cホタル（代表 羽立猛）
構成員 男女混合 10歳代～60歳代 基山町・鳥栖市・小郡市・筑紫野市
部員数 30名 みやき町 在住者含む
- ⑤F.Cアルタイル（代表 下藤智剛）
構成員 男女混合 10歳代～50歳代 基山町・鳥栖市・小郡市・春日市
部員数 40名 在住者含む
- ⑥F.C K・K・S（代表 中村隆二）
構成員 男性のみ 10歳代～30歳代 基山町・筑紫野市・筑前町在住者含む
部員数 10名
- ⑦基山Red Mammy's（代表 井上美香）
構成員 女性のみ 20歳代～40歳代 基山町在住者
部員数 10名

●基山フットサル協会加盟条件ならびに除名条件

○基山フットサル協会規約参照【別紙資料1】 加盟ならびに除名部分のみ抜粋

・協会規約 第5条(登録)

本協会に登録しようとする団体は、「基山町フットサル協会チーム登録申請書（新規）」を添えて会長に申請し、理事会の承認を受けなければならない。

・協会規約 第7条（登録団体規程）

登録団体は、別に定める登録団体に関する規定によるものとする。

・協会規約 第6条(脱退)2

本協会の登録団体として不適当と認められたときは、理事会の決議を経てこれを脱退させる。

・協会 登録団体規定 第9条

施設や器物を破損した場合は、すみやかに当協会へ連絡し、施設管理者と対策を協議することとする。ただし、上記を怠った場合は、理事会にて登録取り消しもあり得ることとする。

・協会 登録団体規定 第10条

施設を利用する団体は、基本ルールを遵守し室内用運動靴を使用し施設保全へ努めること。

※ 現在、使用に関する条件を作成し、登録団体規定へ追記を検討中。(別紙(案)添付)

● 町内施設の協働管理体制

○ スポーツ保険への加入 協会加入者は、下記保険加入を義務付け

【加入保険の詳細 別紙資料2】

保険会社名：財団法人 スポーツ安全協会

保険内容 : 加入区分 A1 子ども(中学生以下) 年額(1人あたり)800円

C 大人(高校生以上) 年額(//)1,850円

対象範囲 (団体活動中とその往復中) 傷害保険・賠償責任保険・突然死葬祭保険

(限度額: 身体・財物賠償 合算1事故5億円、但し身体賠償は1人1億円)

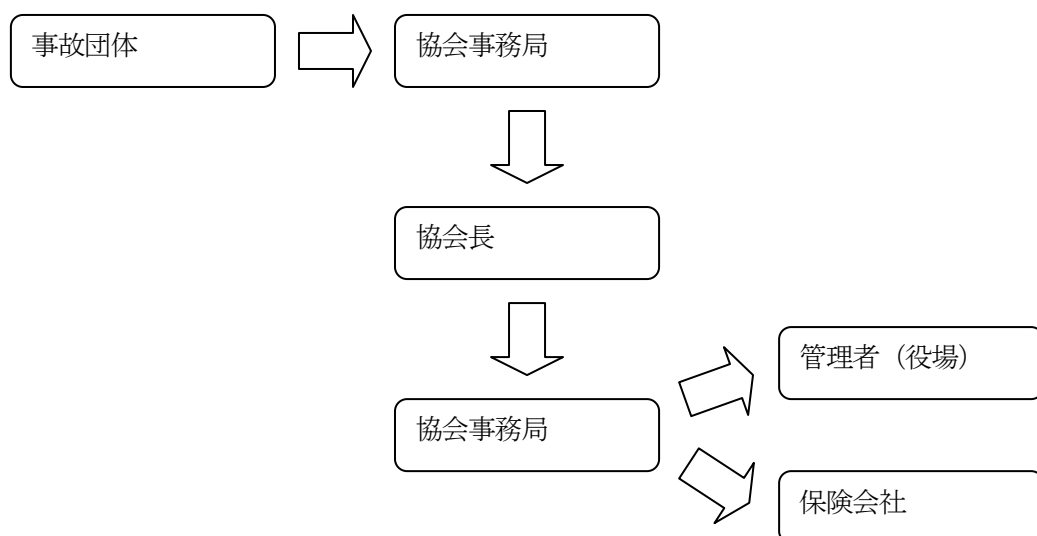
突然死(急性心不全・脳内出血など) 葬祭費用180万円

保険期間 ・年度初め4月1日午前0時より翌年3月31日午後12時まで

(途中加入も可能だが、保険期間は年度納めの3月31日まで)

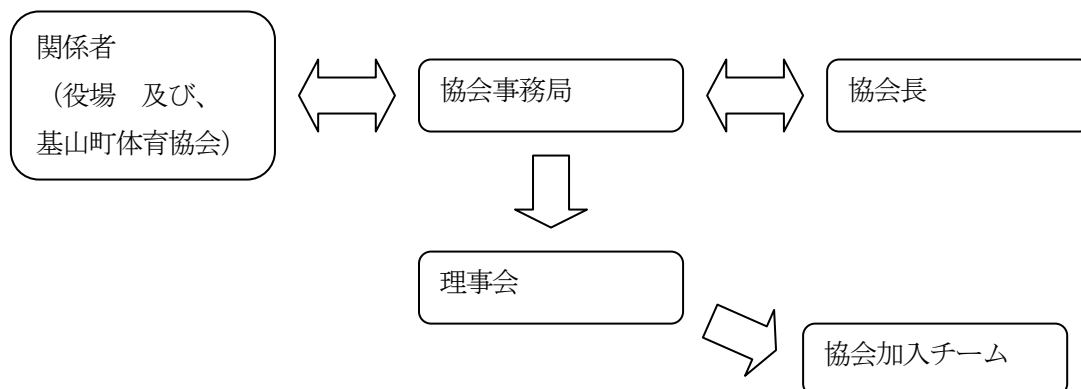
○ 管理体制【別紙資料3】

(破損時の連絡に関する構成図)



※協会が責任を持って管理者である町役場と協議をし、誠意ある対処を行います。

(その他連絡事項に関する構成図)



●競技道具類

○ボール

ボール：フットサル規格ボール



使用するボールについては、大きさ 62-64 cm、重さ 400-440 g、高さ 2mの地点から落下させた時のバウンドが 50-65 cmでなければならない衝撃吸収を考慮している
フットサル用ボール



シューズ：靴底部分

NON MARKING



室内用 フットサル用シューズを使用

床に傷や跡がつきにくい構造になっています。

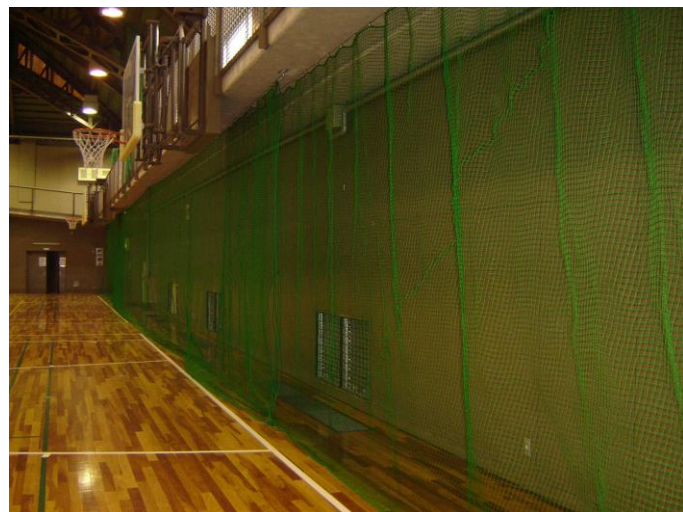
※ ただし、小学生については校内上履きを履く場合もあります。

○防護ネット【別紙資料 4】

体育館防護ネット：対策として5m×10mの防球ネットネット価格¥16,750 円購入検討中

※ 購入ならびに設置費用については、町教育委員会担当部署と協議の上決定いたします。

設置理想写真 →



但し、上記写真のような設置とすると、工事費用がネット代と別に発生し工事期間も発生することを踏まえ、まずは、ネットのみを当協会にて購入し、ゴール裏へネットを上から下へ垂らし、壁への防球対策をして利用する方向です。

●年間実施スケジュール【別紙資料5】

○ 基山町フットサル協会 主催事業 【年間計画】

- ・フットサル指導者講習会 【年に2~3回】

※初心者・中級者など段階を分けた講習会を行う。

- ・きやまカップ フットサル大会 【11月】

- ・利用体育館の大掃除 【12月の最終利用日】

※ 上記の利用体育館の大掃除に関しては、今後、当協会以外で利用されている団体へも呼びかけ、団体間交流も図れるように検討していく。

- ・新春初蹴りフットサル交流会 【1月最初の利用日】

※当協会加入チームの親睦を深める為、また、加入を検討している方たちが体験して楽しめていただけるような、交流と普及を目的とした交流会を行う。

体育館利用時に関する厳守事項（覚書）

基山町フットサル協会
会 長 神前輔行

当協会加入者は、体育館でのフットサル利用に際し下記のことを遵守することとする。

- ① 体育館利用時は、全面へネットを張ること。
- ② フットサルでの利用時は、フットサルボールを必ず使用し、シューズに関しては、室内用フットサルシューズを利用することとする。
但し、小学生以下に関しては、校内上履きも利用可とする。
- ③ フットサルでの利用時は、必ずゴールを使用し、ゴールが倒れないように、固定すること。
その際は、ゴールが壁につかないように設置すること。
- ④ ステージ下の収納箇所へは、必ずクッション材を使用し、破損防止へ努める。
- ⑤ 体育館の器物等の破損時は、すみやかに当協会へ連絡することとし、当協会はすみやかに、管理者と協議し対応する。
- ⑥ 体育館での、故意に壁当てしてのボールを蹴る行為は禁止する。
- ⑦ 体育館利用前及び利用後に、必ず施設の点検確認後、利用者は体育館の鍵を返却することとする。
- ⑧ 体育館の利用の際、学校敷地内での喫煙は禁止する。
- ⑨ ごみは、各自で持ち帰ることとし、環境・施設保全へ努める。
- ⑩ 当協会へ加入している各チームは、必ずスポーツ保険へ加入することとする。

以上、遵守項目とし覚書とする。

基山町フットサル協会 規 約

第1章

第1条(名称)

この会は、基山町フットサル協会（以下「本協会」という）と称し、事務局を理事長所在地に置く。

第2条(目的)

本協会は、フットサル競技の健全な普及拡大と、年齢・性別に関係なく生涯楽しめるスポーツとして発展することに寄与することを目的とする。

第3条(事業)

本協会は、前条の目的を達成する為に次の事業を行う。

1. 登録団体相互の親睦融和と発展
2. フットサル競技に関する普及、研究及び指導
3. フットサル競技に関する講演会等の開催及び指導者、審判員の養成
4. フットサル競技に関する各種競技会の開催
5. その他、本協会の目的達成に必要な事業

第2章

第4条(組織)

本協会は、基山町フットサル協会に登録した、小、中、高、社会人(大学を含む)のクラブ及びその関係者をもって組織する。

第5条(登録)

本協会に登録しようとする団体は、「基山町フットサル協会チーム登録申請書（新規）」を添えて会長に申請し、理事会の承認を受けなければならない。

第6条(登録の取り消し)

本協会の登録団体が脱退するときは、その理由を附して「基山町フットサル協会チーム退会申請書」を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2. 本協会の規約に違反し登録団体として不相当と認められたときは、該当団体（登録取り消し該当団体を指す。以下同じ。）による1回の聴聞会ならびに理事会の決議を経て本協会の登録を取り消すものとする。その際には、既に納められている本協会への負担金返還は行わない。また、登録抹消に伴う該当団体の損害は、本協会は負わないものとする。

第7条(登録団体)

登録団体とは、本規約に定める登録団体に関する規定に記した団体を指す。

第3章

第8条(役員)

本協会に次の役員を置く。

- | | |
|--------|-----|
| 1. 会長 | 1名 |
| 2. 理事長 | 1名 |
| 3. 理事 | 若干名 |
| 4. 監事 | 1名 |
| 5. 会計 | 1名 |

第9条(連絡義務)

本協会に登録する団体は、施設や器物を破損した場合は、すみやかに当協会へ連絡し、施設管理者と対策を協議することとする。

なお、上記の行為を怠った場合は、本規約第6条の規定に則り理事会にて登録取り消しもあり得ることとする。

第10条(施設使用に関する義務)

本協会に登録する団体は、施設を利用する際に、本規約に定めた基本ルールを遵守し室内用運動靴や適切な競技用具を使用するとともに、各プレーにおいて施設ならびに設備を毀損するような過度なプレーを慎み、施設保全に努めること。

第11条(役員構成)

1. 会長は、本協会を代表して会務を総括する。
2. 理事は本協会の業務を運営し、理事長はその運営を総括する。
3. 会計は本協会の事務処理、収入及び支出の予算を経理する。
4. 常任理事は、一般業務の中で緊急を要する事項を処理する。
5. 監事は、本協会の会計監査を行う。

第12条(役員選出)

1. 会長は、各理事の推薦により、理事会において選出する。
2. 理事は、小、中、高、社会人(大学を含む)のクラブ代表者及びその関係者から選出する。
3. 理事長は、理事より互選する。
4. 監事は、理事会より委嘱する。

第 13 条(役員任期)

1. 役員任期は1年とする。但し再任は妨げない。
2. 役員に欠員が生じた場合は、同選出方法に準じて補充し、任期は前任者の残任期間とする。

第 4 章

第 14 条(会議)

本協会の会議は、役員総会、理事会及び常任理事会とする。

第 15 条(役員総会)

役員総会は、本協会の議決機関で、毎年1回以上会長がこれを召集する。

2. 役員総会は、登録団体の代表で構成し、次の事項を議決する。
 - (1)年度事業計画の審議並びに議決
 - (2)予算の議決及び決算の承認
 - (3)役員承認及び決定
 - (4)規約・規程の改廃に関する議決
 - (5)その他の重要事項
3. 役員総会は、過半数の出席で成立し、出席者の過半数で決する。但し、やむを得ない理由の為、出席できない者は、あらかじめ通知された事項について書面をもって意志を表示した者は出席とみなす。

第 16 条(理事会)

理事会は、会長、理事長、及び理事で構成し、会長がこれを召集する。

2. 理事会は年度始めの4月に定例の理事会を開催し、その他会長が必要と認めるときに召集される。
3. 理事会は役員総会の議決事項を執行し、且つ本協会の重要な事項を審議・決定する。

第 5 章

第 17 条(運営)

本協会は、登録チームから徴収する登録料、その他の収入をもって運営する。

第 18 条(決算)

会計は、毎年度決算を必要な書類を添えて、監事に監査を受け、理事会に付さなければならない。

第 19 条(会計年度)

本協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。

第6章

第20条(監査報告)

監事は、監査の結果について理事会にて報告する。

第7章

第21条

この規約の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

この規約は、平成24年2月1日に施行する。

付 記

平成24年11月16日規約 第6条 追記
規約 第7条 追記
規約 第9条 改訂
規約 第10条 改訂